

一般財団法人佐渡市スポーツ協会表彰規程

平成27年5月30日 規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人佐渡市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第4条第11号に基づき、佐渡市のスポーツの普及振興に功績顕著な者及び競技力向上に貢献した者を表彰するために必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び対象)

第2条 表彰の種類及び対象者は、佐渡市内に住所を有し、次の各号に掲げるものとする。

(1) 功労者賞

長年にわたり、体育・スポーツの振興に寄与し、その功績顕著と認められる個人及び団体

(2) 優秀指導者賞

長年にわたり、優秀競技者の指導・育成に功績があった個人及び団体

(3) 特別優秀競技者賞

全国的規模をもって行われた大会等で、優秀な成績を収めた者

(4) 優秀競技者賞

上位大会の予選を兼ねる県大会以上の大会で、優秀な成績を収めた者

(5) 奨励競技者賞

年齢種目のある県大会以上の大会及び全国障害者スポーツ大会で、優秀な成績を収めた者

(6) 社会体育優良団体賞

一般財団法人佐渡市スポーツ協会（以下「協会」という。）の加盟団体の傘下のグループであって、5年以上にわたってスポーツ活動の普及、組織化に努力し、市民の生活・文化の向上に寄与した団体。

(7) 感謝状

協会の発展に甚大な支援があったと認められる個人及び団体

(8) 協会特別賞

スポーツの向上発展に貢献し、その功績が極めて顕著な個人及び団体

2 前項に規定するもののほか、佐渡市内に住所を有しない佐渡出身者で、全国的規模の大会において顕著な成績を収めたものに、協会特別賞を授与する。

(被表彰候補者の推薦)

第3条 協会に加盟する団体の長等（以下「推薦人」という。）は、前条各号の表彰の対象者（以下「被表彰候補者」という。）を、協会が定める推薦書類により協会会長が指

定する日までに推薦するものとする。ただし、前条第7号の被表彰候補者については、随時推薦することができる。

2 団体として前条第3号から第5号の受賞対象となる成績を収めた場合、推薦者は、その団体のすべての構成員をもって推薦するものとする。

3 被表彰者の推薦は、別記「選考基準」によるものとする。

4 前項の基準と同等もしくはそれ以上の功績等が認められる場合は、選考委員会の推薦により表彰することができる。

(被表彰者の決定)

第4条 第2条第1号から第6号までの被表彰者は、選考委員会で決定し、理事会に報告するものとする。

(選考委員会の構成)

第5条 選考委員会の委員は、定款及び一般財団法人佐渡市スポーツ協会専門委員会規程に定められた次の役員をもってあてる。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 専務理事

(4) 常務理事

(5) 事務局長

(6) 式典委員長、副委員長

(表彰)

第6条 被表彰者には表彰状を授与する。また、被表彰者に副賞を授与することができる。

2 表彰は、随時行なうことができる。

(規程の変更)

第7条 この規程の改正は、理事会の承認を得て行なうものとする。

(委任)

第8条 この規程において定めのない事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月30日から施行する。

この規程は、平成30年3月20日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記（第3条第3項関係）

一般財団法人佐渡市スポーツ協会表彰選考基準

(1) 功労者賞

協会の役員（会長、副会長）、協会加盟団体の役員（会長、副会長、業務執行理事及びそれと同等の役職）、旧佐渡市スポーツ振興財団の役員（理事長、副理事長）、旧佐渡市体育協会の役員（会長、副会長、業務執行理事及びそれと同等の役職）を10年以上経験した者、及び長年にわたり、体育・スポーツの振興に寄与し、その功績顕著と認められる個人及び団体（過去において同賞（旧佐渡市体育協会における同賞を含む）を受けたものを除く。）

(2) 優秀指導者賞

おおむね10年以上にわたり、優秀競技者の指導・育成に功績があった個人及び団体（過去において同賞（旧佐渡市体育協会における同賞を含む）を受けたものを除く。）

(3) 特別優秀競技者賞

次に該当する選手及び団体

ア 日本代表で国際大会に出場した者

イ 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会、日本選手権、及びそれらに準ずる大会に出場した者

ウ 新潟県代表選手として前号に準ずる全国大会に出場した者

(4) 優秀競技者賞

次に該当する選手及び団体

ア 上位大会の予選を兼ねる県大会でベスト4以上の成績を収めた者

イ 北信越地域等の複数の県を対象に行なわれる大会等に出場した者

(5) 奨励競技者賞

生涯スポーツの普及に貢献した、次に該当する選手及び団体

ア 年齢種目のある県大会で優勝した者

イ 年齢種目のある北信越大会で優勝又は準優勝した者

ウ 年齢種目のある全国大会に入賞した者

エ 全国障害者スポーツ大会に入賞した者

(6) 社会体育優良団体賞

協会の加盟団体の傘下のグループであって、5年以上にわたってスポーツ活動の普及、組織化に努力し、市民の生活・文化の向上に寄与した団体
各団体1グループ以内とする。

(7) 感謝状

協会の発展に甚大な支援があったと認められる個人及び団体

(8) 協会特別賞

- ア 佐渡市内に住所を有する者で功労者賞及び優秀指導者賞に該当しないが、スポーツの向上発展に貢献し、その功績が極めて顕著な者
- イ 佐渡出身で全国的規模の大会及びそれらに準ずる大会に出場した者で顕著な成績を収めた者（佐渡市出身者の定義については、選考委員会で協議し決定する。）